

7月4日
第2回プラン見直し（第4回協議会）議事録

検討事項について

事務局 開催にあたりまして、委員 A から挨拶をいただきます。よろしくお願いします。

委員 A 第4回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会を始めます。よろしくお願いします。

事務局 会長からあいさつをお願いします。

会長 前回の会議では様々ご指摘がありました。本日は新たな気持ちで議論に取り組みたいと思っています。活発なご議論をよろしくお願いします。

事務局 前回の内容について説明します。前回は会議のスケジュールや取組み状況について説明しました。その点についてご意見をいただきました。スケジュールについては修正したものを資料に記載しています。それでは協議事項に入ります。協議事項の進行は会長にお願いしますが、本日は推進プランの見直しが主な内容になるので、ファシリに進行をお願いします。

会長 資料に配布されているスケジュールを見ると、何回目の会議なのか分かりにくい。第6回と第7回が記載されていないことについて説明してほしい。

事務局 プランの見直しのための協議会は5回ですが、推進協議会自体は8回あります。

会長 本日は第4回推進協議会なのか。

事務局 推進協議会としては第4回目です。

会長 分かりやすい表記にしてほしい。本日は第4回御殿場市市民協働型まちづくり推進協議会（第2回プラン見直しのための協議会）である。みなさんが分かるように修正してほしい。

事務局 分かりました。それでは、進行についてよろしくお願いします。

ファシリ よろしくお願いします。協議事項の(1)プラン骨子の検討に入ります。検討する内容や前回の会議での論点について説明をお願いします。

事務局 前回はプランを見直す前段階として、プランの内容について説明しました。そこで「市民」の定義について質問がありました。プランには「協働」とは市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO法人、企業、行政など御殿場市を構成する様々な主体が、地域の課題や公共的な課題に協力して取り組むことです。」と記載されています。しかし、後段では「特に市民と行政の協働を、「市民協働型まちづくり」と呼ぶことにします。」と記載されています。この後段の「市民」が個人を指しているのかどうか分かりにくいという質問がありました。そのことについては、個人以外の市民団体、NPOなども含まれた指針の中の「市民」を意味しています。この文章を作成した経緯を説明します。最初はこの文の主語が「御殿場市を構成する様々な主体」でした。しかし、分かりにくいという理由から「市民、地域自治組織、市民活動団体・NPO法人、企業、行政など」と個別にあげることになりました。これを付け加えたことにより、文章の整合性が取れなくなりました。今回の見直しに際して、修正したいと思っています。また、御殿場市の目指す「協働」が分かりにくいという指摘がありました。このプランを作成するときに、本来考えられてきた「協働」について記載し、その後に御殿場が目指す「協働」について記載することにしました。その市民協働型まちづくりとは、行政と市民との公民協働について推進していくということが確認され、このような内容になっています。市民協働については進んでいくの

で、遅れている公民協働を推進することになりました。また前回の質問としてプラン、指針、市民協働型まちづくり事業の手引き、既存事業の「協働化」取組みの手引きの4つを合わせて推進プランなのかという質問がありました。前回は最初のプランが推進プランであるという説明をしました。当時作成したときは、この4つを合わせて推進プランであることが確認されています。従い、指針と重複する点がプランの前半に記載されていますが、これは敢えて確認のために要約したものを記載しました。今回見直す内容はどこなのかという質問がありました。それについては、前回の資料「御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン」の1ページから12ページまでの内容についてです。本日配布した資料の「プラン骨子の検討について」をご覧ください。現行の御殿場市市民協働型まちづくり推進プランの構成について記載しています。推進プランと推進指針の構造を比較してみると、今まで検証してきたことを継承しながらマニュアル化していることが分かります。推進プランと推進指針は構造が似ていて、協働の必要性や背景については両方に書かれています。大きな分類としては、背景や理念が最初に書かれていて、その後に、市民協働型まちづくりの進め方が書かれています。そして協働の原則が記載されていて、推進のための施策体系になっています。今回は推進プラン部分を見直し、背景や課題について付け加えていきたいと思っています。以上です。

ファシリ 今の説明についてご質問やご意見はありますか。

委員 B 推進指針と推進プランでは、どちらが行政的な効力があるか。

事務局 御殿場市では、平成17年に協働の考え方などを盛り込んで指針を作成しました。その指針を前提として推進の計画を書いているのが推進プランになっています。効力ではなく、基になるのは指針です。実行計画についてはあまり十分に書かれていないので、そのような部分を進行管理として付け加えていきたいと思っています。

ファシリ 考え方を書いているのが推進指針で、実行計画を書いているのが推進プランという捉え方でよろしいですね。

委員 B 基本となる推進指針は修正しないのか。それとも推進プランを修正した後に推進指針を修正するのか。指針を作成したときに、なぜ条例化しなかったかという条例ができてしまうと内容の改正がしにくいという理由があった。指針であれば改善しやすいということから指針を作成したという説明を受けた。行政的に効力がある指針の方を修正したほうが良いと思うが、指針を修正するのは難しいのか。

事務局 指針は協働の理念や定義から市民協働型まちづくり協働を進めるための施策まで幅広く書いています。推進プランの見直しに当たって、協働を推進する際の課題や進んでいないことを見直したいと思っています。さらに、これからやっていかなくてもいけない実行的なことや計画的なことを追加していきたいと思っています。指針に記載している内容についてもまだ実行できていないこともあります。そのようなことについても議論していただきたいと思っています。

ファシリ 基本的には指針の考え方を維持しながら、具体的な施策を書いている推進プランを見直すということですね。他にご質問はありますか。無いようなので、資料1について説明をお願いします。

事務局 【資料1】御殿場市市民協働型まちづくり推進プラン進捗状況をご覧ください。前回は口頭で現状について説明しました。そのような内容についてまとめたような資料になっています。まだ、未着手の項目もあります。例えば行政職員の意識改革の項目にある実地体験や市民啓発の項目における団塊の世代に対する市民参加促進などです。その他は実施中となっていますが、その中でも進んでいる項目とそうではない項目があります。前回の協議会で、行政側が考えている課題について説明しました。今回改めてこの資料に盛り込んでいます。その課題について3つの項目に分けています。①御殿場型NPMの精神の取り入れ、②市民満足度調査結果及び職員意識調査結果の分析・対応内容、③過去の取り組み状況(定性及び定量)及び検証となっています。また新たに取り組む内容については、①企業・自治会との協働(企業のCSRの活用等)、②団塊の世代に対する市民協働の啓発、③市民協働に対する理解は進んでいるので、具体的に取り組むためのリーダー研修(今年度から実施しているファシリテーター講座等)、④市民活動支援センターの強化、⑤市民参加に対する取り組みとなっています。最後に計画のスケジュールの進行管理などについても見直すべきであると考えています。

ファシリ 資料 1 についての説明をしていただきました。プランの見直しについて議論していただく際に、参考になるような他市の事例などを資料2～資料5にまとめていただきました。資料に書かれている内容について説明をお願いします。

事務局 資料2から資料5までの説明をします。最初に【資料2】各自治体における協働施策 比較表をご覧ください。御殿場市の産業構造や人口などに似ている団体が53団体あります。その中から協働についての推進プランを作成している自治体を見ました。さらに、地域が重複しないように10団体選び、内容について比較しました。他市の内容と比較して、御殿場市には何が足りないかの参考にしていただきたいと思いますこの資料を作成しました。訂正していただきたい点が1点あります。表の左上の「指針の名称」は「推進プランの名称」です。表の内容を見ていきます。志木市の備考欄には協働契約と書いています。これは行政が主体の委託契約などではなく、行政と市民活動団体が契約する際に市民活動団体が主体になるような契約について考えていくということを推進指針に書いています。様々な自治体の推進プランについて項目ごとに比較していますが、この項目については御殿場市の推進プランを基にしています。そして、御殿場市では書いていない項目で、他の自治体で書いているものを付け加えてきました。【資料3】先進事例の概要と【資料4】先進事例に関する参考資料集の説明をします。資料4は資料3の補足資料になっています。【資料3】先進事例の概要のⅠ市民活動団体に対する各種支援方策の①基金の設置をご覧ください。ここでは杉並区、相模原市、川崎市の例をあげています。杉並区の「杉並区NPO支援基金」では、寄付者が支援したいNPO法人を個別に希望することができるしくみです。そのことで税制上の優遇措置もあります。その寄付金を積み立て、市民活動団体に支援するという制度です。相模原市には「相模原市市民・行政協働運営型市民ファンド「ゆめの芽」」があります。中間支援組織である「ゆめの芽」が運営している基金です。特徴的なのは、市民や企業から市民ファンドへの寄付を募り、市は集

まった寄付金と同額を市民ファンドに支出するという点です。資料4には「ゆめの芽」のモデルについて図示しているので参考に見ていただきたいと思います。川崎市でも原資は違いますが、活動としては同じように基金をつくり、助成しています。②研修では、杉並区の「すぎなみ地域大学」を例に挙げています。ここでは、地域活動について講座を開き市民の方々が参加しています。一部の授業では、公募でNPO等が講座を企画・運営しています。そこに参加した市民の方々は講座を企画したNPOで活動するなどの実践的な講座も開いています。資料4の参考2には実際の講座の例を記載しています。③保険では、市民活動団体が活動する際に万一の事故に備えた保険制度について、相模原市と岡崎市、川崎市の例をあげています。この保険制度は市民個人が保険会社と契約するのではなく、市が市民を対象に保険会社と契約を結ぶもので、市民個人が申し込みや登録する必要はありません。資料4の参考3では、相模原市の保険制度でどのような市民活動が補償の対象になるかについて記載しています。また資料4の参考4には岡崎市、参考5には川崎市の保険の内容について記載しています。3つの自治体について大きな違いはありませんが、市が保険会社と契約するという点で共通点があります。このようにして市民活動に参加しやすい環境を整えています。資料3の4 ページ目の④人のマッチングについてご覧ください。ここでは、市民活動団体で人材のニーズと自分の能力や知識を役に立たせたいという場合のマッチングについて相模原市の「たすかるバンク」と横浜市の「市民活動支援センター」の例をあげています。相模原市の「たすかるバンク」では、専門的な知識・技能や経験を活かしたい、地域とのつながりを深めたいと考えている個人が「人材情報」を入力した情報を公開しています。市民活動団体はこの情報を検索することができます。また、市民活動団体側も求めている人物像を「ニーズ情報」として公開することにより、人材のマッチングを図っています。資料4の参考6には「たすかるバンク」のニーズ情報や人材情報について記載しています。横浜市では、市民活動団体が専門的な知識を必要としているときに人材バンクを見て、派遣してもらいます。そのような専門的な知識を持った人の情報を提供することで市民活動団体の課題を解決します。また、相模原市と同じように様々な分野で市民活動の支援ができる人材の情報や団体情報、施設情報などについても提供しています。資料3の4 ページ目、Ⅱ 中間支援組織・市民活動支援センターについてご覧ください。ここでは川崎市と岡崎市の例をあげています。この項目を設けた理由としては、御殿場市で中間支援組織や市民活動支援センターについて強化していこうと考えているので、他市では中間支援組織がどのようなことを担っているかについて参考にしていただくためです。川崎市の「かわさき市民活動支援センター」では、市民活動に関する情報の収集や提供及び啓発事業、調査研究なども行っています。資料4の参考7には21年度の事業実績について記載しています。岡崎市の「岡崎市まち育てセンター・りた」は市民活動支援センターから中間支援組織になったということで御殿場市にとって参考になると思います。中間支援組織になるに当たっての課題については調べることができませんでしたが、どのような役割を担っているかについて参考にしていただければと思います。事業をみると、相談や助言事業、専門家の育成と派遣事業、調査研究及び政策提言事業などを行っています。資料

4の参考8にはさらに詳しく事業内容例を記載しています。資料3の6ページ、Ⅲ情報共有をご覧ください。①自治会活動の住民への発信では、相模原市の「地域力の達人」という機関誌について紹介しています。この機関誌の発行は行政に対する提言を実現する取り組みとして実施されましたが、自治会活動の取材を行政職員が行いました。そのことにより、行政職員の研修にもつながるという例です。このように職員研修の一環として行うことで研修にもなり、情報共有にもつながります。資料4の参考9には「地域力の達人」の目次例を記載しています。資料3の7ページ目、②サイトによる市民団体間のネットワーク形成をご覧ください。川崎市では、「かわさき市民活動ポータルサイト」があります。市民協働についての情報を1つのページにまとめることにより、ここにアクセスすると他の市民活動団体の情報なども分かるようになっています。岡崎市でも同様のネットワークを形成していますが、愛知県のあいちNPO交流プラザや他市町村との連携などもあり、より幅広いネットワーク形成を目指しています。③メールマガジンの開設では杉並区の「すぎメール」を例としてあげました。資料4の参考10をご覧ください。だと分かるように、「すぎメール」では助成金の情報なども配信することで市民活動団体の活動支援をしています。資料3の7ページ目のⅣ協働事業をご覧ください。①行政提案では、杉並区と中野区の例をあげています。行政が行っている事業について市民活動団体から協働で行える事業について提案してもらう制度です。杉並区も中野区も提案区分が限定されているのではなく、全ての事業について提案を受ける制度になっています。資料4の参考11、参考12には採択事業例や選定内容について記載しています。資料3の8ページ、②評価のしくみをご覧ください。ここでは川崎市の例をあげています。評価については事業の成果と協働の手法の2つの観点から評価を行っています。評価の時期についても必要に応じて事業実施中にも行い、改善に努めています。実施方法としては、相互評価を基本にし、結果を公開しています。資料3の9ページ目、Ⅴ市民協働の推進をご覧ください。「市民協働」という言葉は御殿場市で使われている言葉なので、そのまま用いて項目をたてました。ここでは相模原市の「パートナーシップ事業助成」を例として挙げています。市民活動団体同士が協働して活動する際に、行政がどのように支援するかの参考になると思います。この助成の対象は「団体が他の団体と連携して実施する事業で、相模原市民を対象とした公益的な事業であること」となっています。このように対象を限定することで、市民活動団体同士の協働の支援をしています。資料4の参考14には、パートナーシップ事業助成制度の審査結果を記載しています。資料3の9ページ目、Ⅵ庁内体制をご覧ください。川崎市では「協働推進窓口」を設けて、協働についての相談への対応や市民啓発、行政関係課の調整などを行っています。最後に、Ⅶ残された課題として企業との関わり合いや地域コミュニティとの関わり合い、行政提案の事例が少ないということが前回の会議で指摘されたので、ここに付け加えました。【資料5】協働を条例に規定している自治体をご覧ください。この資料には協働を条例に規定している例として、杉並区、中野区、大和市、岡崎市の条文を載せています。あくまで参考としてみていただいて、御殿場市の協働に何が必要かという視点で考えていただければと思います。以上です。

ファシリ 先程、事務局から説明がありました資料1は推進プランの進捗状況を項目別にみたものです。資料2は御殿場市の推進プランと他市の推進プランと内容を比較したものです。今説明していただいた、資料3と資料4の他市の事例は参考であり、このようなことを御殿場市でも行う必要があるという提案ではありません。資料5は協働についての条例を策定している自治体の条文が記載されています。みなさんが議論していただく際の参考にしていただければと思います。今後、推進プランの見直しに当たり、資料1の進捗状況や今まで協働を推進してきた中での課題なども含めて議論していきます。今後の議論の進め方については、作業委員会の検討も含めて整理しなければいけません。今回は推進プランの進捗状況や他市の先進事例についての質問や前回の議論についての意見を出していただき、論点を整理していきたいと思います。まずは、資料等への質問はありますか。

委員 B 資料2には他市と御殿場市の推進プランの比較がされているが、これは今年度現在のものか。他市の推進プランは見直しが行われているかについて分かれば教えてほしい。

ファシリ これは現段階の推進プランです。この資料では、各自治体の推進プランが見直しされたかについては精査されていません。御殿場市でも現在見直しているように、各自治体もさまざまな見直しを行っていると思います。先程の説明の中で、類似団体という話がありました。類似団体とは財政力や人口などが同じような規模で分類しています。御殿場市と同じような財政状況や人口などから選び、比較しています。それとは別に先進事例については早い段階から協働を実践している自治体を紹介しています。杉並区は見直しや改訂を行い、当初の推進プランとは大きく変更されています。例えば、杉並区の民間事業化の事業化提案制度は休止中になっています。また、市民活動支援センターも見直しをして変わっている部分があります。

委員 B 推進プランを見直すに至った経緯として、協働に対する都道府県や国の考えが変わったから推進プランの見直しをするのか。

ファシリ 各自治体が協働を推進し始めた1つの原因は、総務省で協働についての研究会が開かれたことであるという議論があります。その研究会が影響していることは間違いないと思います。しかし、全ての自治体がその研究会に影響されたわけではなく、自治体内部で話し合っ、協働を進めている例もあります。都道府県の協働に対する姿勢はバラツキがあります。東京都、神奈川県、愛知県、静岡県などは積極的に協働を推し進めようとしているのが分かります。

事務局 推進プランの最後にも平成23年度に見直すということが書かれています。また、御殿場市では、御殿型NPMを構築しようと試みています。そのような中でも協働を見直すことになっています。

ファシリ 他にご質問はありますか。推進プランの進捗状況の報告や他市の事例紹介なども説明していただきました。他市の事例で取り入れたほうが良い事例や、他市と比較して見直すべき点はありますか。先日も助成金の審査会がありました。そこでの課題や感じたことなどでも構わないので、ご意見を出していただきたいと思います。意見についてはホワイトボードに整理

していきながら議論を進めていきます。ワークショップなどでは、少人数に分かれて付箋に意見を書いていただくことが一般的ですが、そのような進め方をするかどうかについては後日検討するとして、本日はみなさんの意見を出していただきたいと思います。その意見の論点を整理し、進め方についても検討していきます。

会長 前回の審査会での審査にあたり、困った点などはないかを考えると、話しやすいのではないかな。

ファシリ みなさんには審査会の議事録が配布されていて、後ほど審査会の結果について事務局から報告していただきます。そのような資料も参考にいただければと思います。

委員 C 国有林の山の管理を行政が行うことは良いが、個人の山を行政が税金を使って管理することがあるのではないかな。そのようなことがあるのであれば、今後見直すべきである。

ファシリ 個人が保有する山の森林保全や管理について行政が行うべきかどうかということですね。公益性の問題として論点になると思います。

委員 D 前回の審査会では、事業計画書と予算書が分かりにくかった。分かりやすくするために事業団体に対する研修が必要である。また、資料2を見ると、どの自治体も行っていないことであるが、児童・青少年の育成団体への担い手育成に対する担い手育成を行うべきである。協働を行うためには時間がかかる。児童や青少年団体を育成する必要がある。

ファシリ この資料2の比較表を見ると、どの自治体も推進プランに書いていないのに「児童・青少年団体への担い手育成」という項目があるのはなぜですか。

事務局 ここに並べてある10自治体以外にも類似自治体の推進プランを見ていました。その際、児童や青少年への担い手育成について書いている自治体もあったので項目としては残しておきました。

ファシリ 類似団体の10自治体以外にも様々な自治体を見ていたので、児童・青少年の育成という項目が残っているということですね。先程の意見は、市民活動団体への書類の書き方や提案の仕方などの研修を充実させるということと児童や青少年の育成を行うべきという意見でした。

委員 E 助成金に応募してくる市民活動団体に対してもっとアドバイスができるようにした方が良い。また、審査会に申請してくるまでの過程についても分からない。先程申請の仕方などについて研修をするべきであるという意見があったが、講師を呼んで研修を行っている。プレゼンの仕方や申請書の書き方などの研修を2回行ったが、参加者がいなかった。この研修会があることのPRの仕方など反省点はあると思う。これから協働を進めていこうとする団体に対しての支援という視点を重視するべきである。

ファシリ 市民活動団体への運営支援や研修について企画されているが、参加者がいなく現状としては不十分な申請書になっているということですね。そのような状況をどのように改善していくかが論点になります。

委員 F 市民活動団体が行う事業について行政側との相談を行ったときの意見や内容について分かりにくい。前回の審査会では、行政側がアドバイスしていない部分も多いように感じた。

事務局 過去の例では事前の打ち合わせがないこともあります。昨年から事前に打ち合わせするようにしています。市民活動団体の自主性を尊重するという協働の原則もあるので、行政側が考える課題とのマッチングがうまくいかないこともあります。市民活動団体が提案していただくことについて行政側が課題としていない場合もあります。その際はできる範囲内で事業に対する広報などを行います。行政も市民活動団体もお互いに意識を高めてコンセンサスを取っていきたいと思っています。

委員 F 行政が市民活動団体にもっと深く関わっていったほうが良い事業になると思う。

ファシリ 協働事業では行政と市民活動団体の調整を充実させるべきという意見ですね。

委員 F 市民活動団体の主体性を尊重することは当然だが、もっと行政側がアドバイスしても良いのではないか。お互いに意見を出し合って良い事業を考えてほしい。

ファシリ 中間支援組織の機能についてもつながってくる論点だと思います。他に意見はありますか。

委員 G 資料2を見ると、御殿場市市民協働型まちづくり推進プランには助成金や庁内組織・施設や情報共有について丸がついていないが、これは実施していないということか。

ファシリ 推進プランの中には助成金のことは書いていないということです。

委員 G 庁内組織・施設については何も設置されていないということか。

ファシリ 横断的な組織や専門的な部署を設置しているかもしれませんが、推進プランの中に記載されていないということです。

委員 G 協働事業については市民活動支援センターに相談するのか。

ファシリ 資料2を見ると、市民活動支援センターに相談機能があることが推進プランに書かれていることが分かります。事務局側から見て、推進プランの中には書いていないことでも実施していることがあれば、ご指摘いただきたいと思います。

事務局 庁内組織としては、市民協働課が専門部署になっています。助成金については市民提案、行政提案において補助金事業があります。従って、推進プランの中に助成金という項目が設けられていないので、資料2のようになっていると思います。

ファシリ 事実上、市民協働課が総合窓口のような機能を果たしています。しかし、他の自治体の協働連絡会のような横断的な組織は設置されていないということですね。

事務局 現時点ではありません。

ファシリ 他に意見はありますか。

委員 C 過去にヘルパーを養成するために市が2万円を助成していた。助成した人材の情報を管理して、有事のときに備えた組織をつくるべきである。

会長 組織をつくって人材バンクをつくるという提案なのか。

委員 C 横浜市のように様々な専門知識を持った人のネットワークを形成するために、人材バンクをつくりたいという意見である。

委員 A 資料が大量なので、事前に資料を配布してほしい。資料5には協働を条例で規定している自治体の条文例が記載されている。比較すると、御殿場市が考えている協働の理念が分かり

にくい。御殿場市が協働に取り組むことによって、目指しているまちのあるべき姿が分からない。

委員 B 当初、推進プランを作成する際にも市民協働を導入することで御殿場市をどのようにしたのかというビジョンが分からないという意見があった。そのようなビジョンが無い中で、協働にどのように取り組むかという手法の議論になった。協働に取り組むことによってどのようなメリットがあるのか分からない。今回見直すときに、協働を取り入れることでどのようなまちになるかを具体的に示したい。市民に協働を提案できるような推進プランにすることで協働が推進されると思う。市長の考える協働とこの会が考える協働も少し違うように思う。市長が協働を取り入れて、目指すまちの姿を私たちに示すべきである。その考えを汲み取って推進プランを見直すことも必要だと思う。

事務局 御殿場型NPMという新しい公共経営をしようとしています。民間の優れた経営を取り入れて、自治体を経営するという考え方です。市役所の様々な計画の中で基になるのは総合計画です。その総合計画を実現するために市民のみなさんの想いを取り入れた中で、2つの大きな核が必要と考えています。1つは職員の意識改革やマネジメント能力の向上です。2つ目は市民協働の推進です。市民に情報公開をして今以上に参画していただくということです。パブリックコメントなどでも実現しようとしています。このような中で市民協働を推進することが行政の大きな柱になっています。この御殿場型NPMについては資料を後に配布したいと思います。

ファシリ あるべきまちの姿を明確にしないと、具体的な案が出にくいというご意見でした。

委員 H 御殿場市の指針では協働の理念が書かれている。資料5を見ると、各自治体では条例に行政の責務などの項目にNPOの自主性を尊重したうえで、その活動が発展するよう側面から支援するとともに協働を推進するよう努めなければならないというように書いている。行政の役割などが明確になっているが、御殿場市の指針や推進プランでは行政の役割などが明確にされていない。市民から提案されたときに行政の消極的な態度も気になる。行政職員の中には協働のことを知らない人もいる。行政が協働に取り組むうえでの役割を整理し明記するべきである。

事務局 自治基本条例やまちづくり基本条例という条例をつくっている自治体が多くあります。行政の責務などはそのような条例で明文化しています。どのような自治体を見ても、2年ほどの期間で専用の審議会を設けて検討しているので、すぐにはできないと思います。今回の推進プランの中で行政の責務を書くという合意があれば、事務局としてもそのような審議会に対応したいと思います。

ファシリ 資料5は協働の定義や他の自治体の内容を参考にさせていただくために作成したものです。条例化するかどうかは、市や審議会の考え次第だと思います。先程の意見は、推進プランの見直しの中で行政の役割を明確に整理するという意見でした。

委員 D 自助・共助・公助という考え方を踏まえたうえで市民協働型まちづくり推進プランを検討したほうがいいのか。それとも自助・共助・公助という考え方とは別のものとして検討したほうが

良いのか。

ファシリ 自助・共助・公助という考え方があり、そのような前提の中で協働という考えが出てきます。

委員 D そうであれば、自助・共助・公助という考え方が分からなければ、協働についての推進プランを見ても分からないと思う。

ファシリ 自助・共助・公助という考え方を明確に規定するべきということですね。

委員 I 推進プランの中に協働の原則が書かれている。対等の原則については違和感がある。そもそも行政職員は全体の奉仕者であり、主権は国民にある。主権である市民が全体への奉仕者である行政へ相談にいったときに行政職員は誠実に対応するべきである。対等の原則は入れるべきでない。

委員 D この対等の原則は自治体職員に向けたものだと思う。市民活動団体を行政の下請けとして活用してはいけないという意味である。そこまで違和感はない。

ファシリ 対等の原則が盛り込まれた経緯については後ほど整理するべきですが、確かに論争になっている点です。対等の原則については大きな論点として今後の検討課題となります。

委員 J 市民活動支援センターがNPO法人化を目指している中で何がゴールなのか。資料1の中ではほとんどが実施中になっているが、何がどうなれば達成になるのか。また、そのことを推進プランにどこまで書くべきか。

ファシリ 資料1は、推進プランがどこまで進んでいるか評価してほしいということを行政側にお願いしてつくりました。この資料1を見たときに控え目な評価であるという印象を受けました。例えば、市民活動団体の活動の場を提供しているので、「実施中」ではなく「達成」で良いのではないかと思います。そのような整理をしていないので、資料1は見直さなければいけないと思います。今のご指摘は非常に重要な意見なので、どのような視点から資料1のような評価になったのかを整理することになると思います。

委員 C 前回の審査会にみくりやの古道について提案があった。この会でもみくりやの古道を歩いてみてはどうか。

会長 それは事務局から審議会の結果報告があった後に提案してはどうか。

ファシリ 予定の時間に迫ってきました。今回出していただいた論点を整理し、次回の議題にしていくことになると思います。次回は1週間前までに資料を配布できるように作業を進めていこうと思います。また、この推進プランの見直していく際に作業委員会を設置するということも検討しなければいけません。これは後に会長がご提案されて、みなさんに諮ると思います。最後に事務局から前回の補助金提案事業についての説明があります。

事務局 御殿場市市民協働型まちづくり事業補助金事業提案説明会・審査会協議録の説明をします。NPO富士山御殿場ガイド「御厨の風」の提案については、300,000円の申請でした。交付決定額は150,000円です。減額の理由は、地元の方々との競合が十分に行えるか疑問があったことです。1年かけて地元の方々と話し合い、同意を得てから来年度以降看板設置をしていただくことになりました。その看板設置費用が150,000円だったことから申請額から150,000円を差し引いた額を交付決定額に設定しました。NPO法人発達支援センター

御殿場教室の提案は、申請額の78,000円が全額交付決定になりました。その条件としては協働相手である保健センター、子ども家庭センター、各幼稚園・保育園等との打ち合わせを密にするという交付条件です。御殿場基礎科学研究会の提案では、申請額が287,000円でしたが、127,540円に減額交付になりました。理由としては、全国から大学講師を招く理由が不十分であり、地元や団体内部から講師を選出するべきであるという理由から旅費の159,560円を差し引いた127,560円を交付決定しました。御殿場マタニティサポートの提案は申請額の81,700円を満額交付決定しました。JA御殿場農業大学校OB会の提案は市民の方々に向けて放射能に関する講義を行うという内容でした。このような状況の中で、放射能についてはデリケートな内容のため、事前に講義内容・開校形態について協働相手と十分に調整をし、市民の不安を不必要にあおることのないようにすることが必要です。さらに講演の他にパネルディスカッション等行政との協働や市民との対話の機会を設けるという条件で108,500円の満額を交付決定となりました。以上です。

事務局 閉会にあたり、委員 A より挨拶をお願いします。

委員 A 長時間にわたり、お疲れさまです。次回は8月になります。猛暑になると思いますが、健康に気を付けて次回もよろしくお願いします。では、これで協議会を終わります。